

ともに活かしてもに育てる農業の輪

# 農業委員会だより



出雲市農業委員会では毎年、期間を定め集中的に「農地パトロール」に取り組んでいます。「農地パトロール」では、筆ごとに、耕作がされているかどうかを調査します。平成30年度調査結果と平成31年度の実施についてお知らせします。

## 平成30年度農地パトロール結果(農地利用状況調査結果)

近年、農業従事者の高齢化や減少、農産物価格の低迷などにより、私たちの周りには耕作・管理されていない農地が増えてきています。

耕作放棄地を放置したままであると病害虫の発生源や鳥獣の巣となるなど、近隣の農地や住民に大変な迷惑がかかります。また、国土保全や景観維持など農地の持つさまざまな機能が失われてしまいます。

農地は、一旦荒廃が進むと、耕作可能な農地へ復旧するには多大な投資と労力が必要となります。

農地法により、農地の管理は農地権利者(所有者、賃借人等)の責務とされています。農地をお持ちの人は、農地の有効利用と適切な管理をお願いします。

出雲市農業委員会では、農地の有効利用と耕作放棄地の発生防止及び解消を図るために、毎年、全ての農地を対象として農地パトロール(農地利用状況調査)を実施して

います。

左表は平成30年度の調査結果です。調査結果を基に、状況に応じて、作付や保全管理等の指導を行っています。

(平成30年度農地利用状況調査) 単位(ha)

地域	再生可能な耕作放棄地	再生不能な耕作放棄地	合計
出雲	20	60	80
平田	9	60	69
佐田	12	93	105
多伎	7	11	18
湖陵	9	13	23
大社	13	3	16
斐川	5	2	7
合計	76	242	318

※四捨五入の関係で合計が一致しないことがあります。

平成31年度  
農地パトロール  
を実施します。

### 農地パトロールの目的

- ① 地域の農地利用の総点検
- ② 耕作放棄地の実態把握と発生防止・解消指導及び違反転用発生防止及び早期発見  
是正対策

### 実施予定時期

7月頃～8月頃

※各地区をパトロールします。

### 調査対象

市内全ての農地

### 調査員

- ・ 農業委員
- ・ 農地利用最適化推進委員
- ・ 農業委員会事務局職員等



## 農業者年金に加入しませんか。

農業者年金は、農業者のための公的な積立年金です。20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者である農業者(年間60日以上農業に従事)ならどなたでも加入できます。これからの安心で豊かな将来設計のために、農業者年金の加入をご検討ください。

### 農業者年金のメリット

- 少子・高齢時代に強い積立方式の年金
- 終身年金で80歳までの保証つき
- 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象
- 認定農業者など一定の要件を満たす人には、保険料の国庫補助があります。

おたずね / 出雲市農業委員会事務局 ☎21-6762

## 農業者年金受給権者現況届を提出してください

農業者年金を受給されている人は、農業者年金基金から送付される現況届を提出してください。現況届を提出されない場合は、農業者年金を受給できなくなりますので必ず6月中に提出してくださいようお願いいたします。

**提出方法** 現況届は5月末までに独立行政法人農業者年金基金から受給者へ送付されます。

記入例に従って必要事項を記入し、下記受付場所へ提出をしてください。

**受付期間** 6月3日(月)～6月28日(金)

**受付場所** ◎市役所本庁舎5階 出雲市農業委員会事務局

◎平田行政サービスセンター 地域振興課

◎佐田・多伎・湖陵・大社行政サービスセンター 市民サービス課

◎斐川行政サービスセンター 斐川農業事務所

なお、6月3日(月)4日(火)5日(水)の午前9時から午後5時までは、市役所本庁舎の1-3相談室(1階西側出入り口から入ってすぐ右手)でも受付を行います。

おたずね／出雲市農業委員会事務局 ☎21-6762

## 地震に安心な お住まいですか？ まずは 住宅の耐震診断を受けてみましょう！

平成30年4月に「島根県西部地震」が発生し、市内でも被害が出ました。いつ大地震が発生してもおかしくない状況にあります。

昭和56年以前に建てられた建物は、大地震に対しての耐震性が不足している可能性が有り、改修工事が必要な場合もあります。

まずは、自分の住まいがどの程度の地震に耐えられるかを把握しましょう。

市では、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、「耐震診断」、「耐震補強計画」、「耐震改修」、「解体除却」に必要な費用の一部について助成しています。

**対象** 市内にある木造住宅で以下に該当するもの(耐震診断にあつては①～③に該当するもの。その他にあつては全てに該当するもの)

- ①自己所有であるもの
- ②一戸建ての住宅または併用住宅(延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供するもの)で階数が2以下のもの
- ③昭和56年5月31日以前に着工されたもの(ただし、昭和56年6月1日以降に増築されたものは、増築部分の延べ床面積が、昭和56年5月31日以前に工事着手された部分の延べ床面積の2分の1以内のもので、平成12年5月31日以前に工事着手されたものに限る)
- ④耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定された住宅
- ⑤地震に対して安全な構造とする旨の勧告等を受けた住宅

- 補助金額**
- ・耐震診断／耐震診断費の3分の2以内で、6万円が上限
  - ・耐震補強計画／補強設計費の3分の2以内で、40万円が上限
  - ・耐震改修／耐震改修工事費の100分の23以内で、80万円が上限
  - ・解体除却／解体除却工事費の100分の23以内で、40万円が上限



## ブロック塀等の除却等の費用を助成します。

地震時にブロック塀等が倒壊し、周囲の人に危害を及ぼしたり、道路を塞ぎ、避難や消防活動等を妨げたりすることがないように避難路等に面する危険なブロック塀等の撤去または建替えのための費用の一部を助成します。

- 対象** 以下のすべてに該当する塀が対象となります。
- ①塀の構造がコンクリートブロック造、組積造(レンガ積・石積等)であるもの
  - ②次に掲げるいずれかの避難路等に面しているもの
    - ア 島根県緊急輸送道路ネットワーク計画に定める緊急輸送道路等
    - イ 小学校または中学校の通学路
    - ウ 出雲市地域防災計画に定める避難路
  - ③ブロック塀等の高さが0.8mを超えるもの
  - ④建築士またはブロック塀診断士の診断により危険と判定されたもの

- 補助対象となる費用**
- ・ブロック塀等を除却する費用(除却費)
  - ・ブロック塀等を除却し、新たな塀(ブロック塀を除く。)を新設する費用(建替え費)

**補助金額** 除却費または建替え費の3分の2以内で、26万4千円が上限



申込み・おたずね／建築住宅課 ☎21-6720